

総合 計画	政策の柱	1 活力と働き場を生み出す産業が力強く展開する島根の国造り		
	政策名	2 戦略的な生産・販売による創造的な産業活動の促進		
	施策名	2 農林水産業の生産力の向上支援		
基本事務事業名		用排水施設・ため池の整備事業		
事業名		用排水施設等整備事業（県営・団体営）（かんがい排水事業）		
1. 趣旨				
【一般型】 農業用排水施設の新設、廃止及び変更によって農業用水の安定確保及び農地の排水条件の改善を図り、農業生産性の向上に資する。				
【排水対策特別型】 水田の排水条件が不良で転作が困難な地域にかかる水田の排水条件を整備することにより水田農業経営確立対策の円滑な推進を図る。				
【基幹水利施設補修】 土地改良事業により造成された基幹的農業用排水施設について緊急に必要な補強工事等を行うことにより、施設の機能の維持及び安全性の確保を図る。				
2. 事業概要				
一般型にあつては、ダム、頭首工、揚排水機場、用排水路、排水樋門、水管理改良施設等の新設、廃止又は変更。				
排水対策特別型にあつては、水田転換に必要な排水機場、排水樋門、排水路等の新設又は改修及び、それらに付帯して行う用水施設の新設又は、改修、区画整理、客土、暗渠排水等の施工。				
基幹水利施設補修にあつては、ダム、頭首工、揚排水機場、幹線水路等の基幹的施設及び当該施設と一体となって機能を発揮する農業用排水施設について緊急に必要な補強工事、堆積土砂の取除き、排砂施設若しくは砂防施設の改良又は設置。				
事業の種類	実施要件	負担率(%)		
		国	県	他
一般型	受益面積 200(100)ha 以上、かつ末端支配面積 100(20)ha 以上。国営附帯にあつては、末端支配面積 100(20)ha 以上のものの合計が 200(100)ha 以上。但し、ほ場整備等に関連し、水田農業経営確立排水対策実施要綱に基づく水田農業振興計画が策定され、米の計画的生産が確実な地区にあつては、受益面積及び末端支配面積 60ha 以上。	50	25	25
排水対策特別型	水田農業振興計画に即した営農計画が策定される地域であつて、集落地域の乾田面積が転作面積に比して十分でないこと。水田受益面積が 20ha 以上（離島にあつては 10ha 以上）かつ末端支配面積 5ha 以上。	50	25 ※ 27.5	25 ※ 22.5
基幹水利施設補修	国営又は県営事業等により設置した耐用年数以内の施設であつて、総事業費が 120 百万円以上。	50	25	25
（ ）：畑地かんがい ※：離島				
3. 事業実施主体 県				
4. 当初予算額				
・一般型（2地区）： 631,050千円				
・排水対策特別型（2地区）： 310,695千円				
・基幹水利施設補修（1地区）： 5,250千円				

総合 計画	政策の柱	Ⅰ活力と働き場を生み出す産業が力強く展開する島根の国造り			
	政策名	2 戦略的な生産・販売による創造的な産業活動の促進			
	施策名	2 農林水産業の生産力の向上支援			
基本事務事業名		農道の整備事業			
事業名		農道整備事業（県営・団体営）（県営農道整備事業）			
総合 計画	政策の柱	Ⅲ豊かな環境のもとに快適な生活ができる島根の国造り			
	政策名	3 便利な暮らしの実現			
	施策名	1 道路網の整備			
基本事務事業名		幹線道路の整備に資する農道の整備事業			
基本事務事業名		身近な生活道路の整備に資する農道の整備事業			
事業名		農道整備事業（県営）（県営農道整備事業）			
1. 趣旨					
<p>農業を振興する地域において、幹線道路等へつながる農道を整備することにより、農産物輸送の効率化を図り、農業生産性の向上を促進するとともに、併せて農村環境の改善に資する。</p>					
2. 事業概要					
<p>農業の振興を図る地域における基幹的農道の新設又は改良</p>					
事業の種類		実施要件	負担率(%)		
			国	県	他
広域営農団地 農道整備事業	①広域営農団地整備計画に基づき実施するもの		50	40	10
	②受益面積概ね 1,000ha（300ha）以上 ③延長概ね 10km（5km）以上				
		道整備交付金	62.5	27.5	10
		①広域農道のうち市町村道または林道と連携が取れ地域再生計画に挙げているもの			
一般農道整備 事業	①受益面積概ね 50ha（30ha）以上		45	27.5	0～
	②延長概ね 1,000m（800m）以上		～50	～55	27.5
農林漁業用揮 発油税財源身 替農道整備事 業	①受益面積概ね 50ha（30ha）以上		50	40	10
	②総事業費概ね 1 億円（2 千万円）以上		※ 55	※ 45	※ 0
県営ふるさと 農道整備事業 （県単事業）	①県営農道に接続する路線は受益面積 10ha 以上		—	90	10
	②上記①以外のものにあつては受益面積 50ha（30ha）以上				
（ ）：過疎地域等 ※：離島					
3. 事業実施主体					
県					
4. 当初予算額					
┌・一般農道整備事業（4地区）			： 206,850 千円		
Ⅰ-2-2 農道	┌・農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業（6地区）		： 435,750 千円		
	└・県営ふるさと農道整備事業（県単事業）（6地区）		： 548,000 千円		
Ⅲ-3-1 幹線道路	┌・広域営農団地農道整備事業（4地区）		： 1,701,000 千円		
	└・農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業（2地区）		： 367,500 千円		
Ⅲ-3-1 生活道路	┌・広域営農団地農道整備事業（4地区）		： 982,800 千円		
	┌・一般農道整備事業（3地区）		： 286,650 千円		
	┌・農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業（5地区）		： 1,139,250 千円		
└・県営ふるさと農道整備事業（県単事業）（1地区）			： 581,000 千円		

総合 計画	政 策 の 柱	I 活力と働き場を生み出す産業が力強く展開する島根の国造り
	政 策 名	2 戦略的な生産・販売による創造的な産業活動の促進
	施 策 名	2 農林水産業の生産力の向上支援
基本事務事業名		国営土地改良事業完了地区等に関わる事務
事 業 名		国営事業完了地区等対策推進事業（国営中海土地改良事業負担金）
<p>1. 趣旨</p> <p>国営中海土地改良事業（干拓）の変更計画及び国営中海土地改良事業（干拓附帯農業用排水）の廃止処理計画に基づき、農林水産省が実施する平成18年度の当該事業に要する費用に係る地方負担金を納付する。</p>		
<p>2. 事業概要</p> <p>平成18年度の国営中海土地改良事業で実施される干拓地の農業用水確保対策や中浦水門の撤去工事、森山堤開削の実施設計等の費用に係る地方負担金。 《国費：90%、県費：10%》</p>		
<p>3. 事業実施主体</p> <p>県</p>		
<p>4. 当初予算額</p> <p>360,080千円</p>		

総合 計画	政 策 の 柱	I 活力と働き場を生み出す産業が力強く展開する島根の国造り
	政 策 名	2 戦略的な生産・販売による創造的な産業活動の促進
	施 策 名	2 農林水産業の生産力の向上支援
基本事務事業名		国営中海土地改良事業に関わる事務
事 業 名		淡水化代替水源対策事業
1. 趣旨		
<p>平成14年12月の淡水化中止決定を受け、平成17年度から宍道湖・中海の淡水化に替わる農業用水確保対策に着手した。これにより、恒久的な水源を確保し、農家の安定的な営農活動に資する。</p> <p>中海干拓揖屋工区及び安来工区は国営中海土地改良事業で、斐伊川沿岸地区は国営農業用水再編対策事業（地域用水機能増進型）で、それぞれ農林水産省が事業主体となり農業用水確保対策を実施する。その他の宍道湖・中海沿岸地域は、県営事業等で実施する。</p>		
2. 事業概要		
<p>(1) 斐伊川沿岸地区国営農業用水再編対策事業（地域用水機能増進型） 旧平田市及び斐川町の農業水利施設を整備するとともに地域用水機能の維持・増進を図る。 所在地：出雲市、斐川町 工期：平成17年度～平成25年度</p> <p>(2) 宍道湖中海沿岸地区県営農村振興総合整備事業 旧松江市3地区、旧八束町1地区、安来市2地区の農業用水確保対策を主とする生産基盤整備とこれに関連する生活環境基盤整備を一体的に実施し、宍道湖中海沿岸地域の農村振興を図る。 所在地：松江市、安来市、東出雲町 工期：平成17年度～平成22年度</p> <p>(3) 県営ため池等整備事業 旧松江市3地区の農業用水確保対策として老朽化したため池の改修を行う。 地区名：岡本地区、岩汐地区、蟹穴地区 所在地：松江市 工期：平成17年度～平成21年度</p> <p>(4) 園地区元気な地域づくり交付金 旧平田市の団体営で実施する農業用水確保対策である。 所在地：出雲市 工期：平成17年度～平成18年度</p> <p>(5) 淡水化代替水源対策助成交付金 宍道湖・中海淡水化に替わる農業用水確保対策を実施する事業に係る地元負担額軽減のため、関係市町に交付金を交付する。 対象市：松江市、出雲市、安来市 工期：平成17年度～平成36年度</p>		
3. 事業実施主体		
<ul style="list-style-type: none"> ・国営農業用水再編対策事業(地域用水機能増進型)： 農林水産省 ・地 域 用 水 機 能 増 進 事 業： 出雲市、斐川町 ・県 営 農 村 振 興 総 合 整 備 事 業： 県 ・県 営 た め 池 等 整 備 事 業： 県 ・元 気 な 地 域 づ く り 交 付 金： 出雲市 ・淡 水 化 代 替 水 源 対 策 助 成 交 付 金： 県 		
4. 当初予算額		
<ul style="list-style-type: none"> ・国営農業用水再編対策事業(地域用水機能増進型)： 190,000千円 ・地 域 用 水 機 能 増 進 事 業： 3,050千円 ・県 営 農 村 振 興 総 合 整 備 事 業： 735,000千円 ・県 営 た め 池 等 整 備 事 業： 430,500千円 ・元 気 な 地 域 づ く り 交 付 金： 42,225千円 ・淡 水 化 代 替 水 源 対 策 助 成 交 付 金： 130,627千円 		

総合 計画	政 策 の 柱	Ⅱそれぞれの地域で安全・安心な生活ができる島根の国造り
	政 策 名	1 安全な生活の確保
	施 策 名	7 災害に強い県土づくり
基本事務事業名		農地地すべり防止区域内等における防止事業
事 業 名		地すべり対策事業
<p>1. 趣旨</p> <p>島根県は全土が特殊土壌地帯に指定されており、地すべり危険地が 540 箇所（平成 16 年 4 月現在）存在している。</p> <p>本事業は、地すべり等防止法第 3 条に基づき指定された「地すべり防止区域」で防止工事や関連工事を実施することにより地すべり被害から農地や農業用施設などを守り農業生産基盤の維持及び経営の安定を図ると共に、県土の保全と民生の安定に資するものである。</p>		
<p>2. 事業概要</p> <p>(1) 主要事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地すべり防止工事 <ul style="list-style-type: none"> 承・排水路 水抜きボーリング、集水井、抑止杭 排土、押え盛土、アンカー ・関連工事 <ul style="list-style-type: none"> 区画整理、農道整備 <p>（ただし、農道整備に限り総合計画は農道の整備事業の施策に入る）</p> <p>(2) 負担区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防止工事〔国 1/2 県 1/2〕 ・施設補修〔国 1/3 県 2/3〕 ・関連工事〔国 45～50 県 5～25 その他 30～45〕 		
<p>3. 事業実施主体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防止工事及び施設補修：県 ・関連工事：市町村及び土地改良区など 		
<p>4. 当初予算額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防止工事（37 地区）： 540,750 千円 ・関連工事（1 地区）： 39,015 千円 		

総合計画	政策の柱	I 活力と働き場を生み出す産業が力強く展開する島根の国造り		
	政策名	2 戦略的な生産・販売による創造的な産業活動の促進		
	施策名	2 農林水産業の生産力の向上支援		
基本事務事業名		用排水施設・ため池の整備事業		
事業名		当初予算額	事業概要	事業実施主体
用排水施設等整備事業（県営・団体営）				
県営ため池等整備事業		254,100 千円	・【小規模】受益面積概ね 10ha 以上（過・山・半・離は 5ha 以上）、総事業費は概ね 8,000 千円以上。 負担率：国 50%（52%）、県 29%（31%）、他 21%（17%） （ ）：離島	県
県営農業用河川工作物応急対策事業		84,480 千円	・総事業費〔内地〕概ね 100,000 千円以上、河川管理者の改善処置命令があるもの。 負担率：国 55%、県 37%（39%）、他 8%（6%） （ ）：離島	県
団体営ため池等整備事業		52,620 千円	・【小規模】受益面積 60ha 未満、総事業費概ね 8,000 千円以上。 負担率：国 50%（52%）、県 25%（28%）、他 25%（20%） （ ）：離島	市町村、土地改良区等
基本事務事業名		国営土地改良事業完了地区等に関する事務		
事業名		当初予算額	事業概要	事業実施主体
国営事業完了地区等対策推進事業				
干拓農地売渡促進への支援		7,619 千円	・しまね農業振興公社が干拓農地の売渡業務を行うために必要な人的・物的体制整備に係る経費や直接必要な経費について助成する（売渡促進制度を拡充）。	しまね農業振興公社
国営事業完了地区等への支援		6,640 千円	・国営農地開発地及び干拓地における大規模畑作営農の実現を目指し、営農ビジョンに基づいた実践活動を行う。	県
直轄事業負担金 〔「主要事業」掲載負担金以外〕		1,058,214 千円	・過去に実施された国営農地開発事業や国営かんがい排水事業斐伊川下流地区に係る地方負担金を償還する。	県、関係市町

総合 計画	政策の柱	I 活力と働き場を生み出す産業が力強く展開する島根の国造り		
	政策名	2 戦略的な生産・販売による創造的な産業活動の促進		
	施策名	2 農林水産業の生産力の向上支援		
基本事務事業名		国営土地改良事業完了地区等に関わる事務		
事業名		当初予算額	事業概要	事業実施主体
国営造成施設管理事業				
基幹水利施設管理事業		8,209 千円	・国から市町村に管理委託された基幹水利施設について、適正に管理を行うため実施する。 受益面積 1,000(500) ha、畑は 300(100) ha 以上。 負担率：国 30%、県 30%、市町村 40% ()：地盤沈下地帯	市町村
国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型）		49,921 千円	・農業水利施設の持つ多面的機能を評価し、国営造成施設（一体不可分な附帯県営造成施設を含む）を管理する土地改良区での管理体制整備を図るため実施する。 負担率：国 50%、県 25%、市町村 25%	【計画策定事業】県 【推進事業】県 【支援事業】市町村

総合 計画	政策の柱	II それぞれの地域で安全・安心な生活ができる島根の国造り		
	政策名	1 安全な生活の確保		
	施策名	7 災害に強い県土づくり		
基本事務事業名		農地地すべり防止区域内等における防止事業		
事業名		当初予算額	事業概要	事業実施主体
地すべり対策事業				
県単県営緊急地すべり事業		5,000 千円	・農振局所管地すべり防止指定地内、総事業費 1,000 千円以上、6,000 千円未満。 農地 1ha 以上及び農業用施設に被害を及ぼすおそれのある場合 負担率：県 100%(50%)、市町村 0%(50%) ()：本体工事に合わせ受益が発生する場合	県
基本事務事業名		海岸保全区域内における保全事業		
事業名		当初予算額	事業概要	事業実施主体
海岸保全施設整備事業		15,000 千円	・防護面積 5ha / 1km、防護人数 50 人以上 / 1km 負担率：国 50%、県 50%	県